

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する業務は下記のとおりとする。

業務名称

設備点検システム構築業務委託

1 発注案件の内容

契約管理番号	240017
起工番号	委施第8号
業務名称	設備点検システム構築業務委託
業務目的	<p>企業団における設備機器の維持管理において、現場点検業務の高度化と情報管理を含めたノウハウ等の技術継承及び育成を図ることが重要である。</p> <p>本業務は、令和4年度及び令和5年度に実施した「維持管理におけるICT活用計画策定支援業務委託」の成果品から企業団施設の維持管理における設備機器の点検項目を設定するとともに、ポータブルデバイスを活用した現場点検の高度化、点検業務結果の見える化及び点検システムを用いた維持管理業務によって、技術継承や人材育成等を目的とした最適なシステムを構築するものである。</p>
業務内容	<p>(1) 設備点検データの構築 データ構築手順書の作成、データ構築、システムへの登録、動作検証、CSVデータの提出等</p> <p>(2) 設備点検システムの構築 施設・設備管理機能、点検管理機能、修繕履歴管理機能及びシステム管理機能 システム導入、システム操作研修</p> <p>(3) 報告書等の提出 必要なソフトウェア、ハードウェア、マニュアル、報告書</p>
システムの概要	<p>構築するシステムは、長期にわたる維持管理の負担軽減と安定的なシステム運営等を実現するため、データセンターが提供するクラウド環境上にシステムを構築し、インターネット回線を利用して接続するクラウド方式とする。</p>
プロポーザル(提案)を求める内容	<p>(1) 実施体制及び工程計画 (2頁程度) 業務概要(企業団が求めるシステムに対する理解度)、実施体制(業務従事者の体制)、工程計画(全体工程と負荷軽減策など)。</p> <p>(2) システム構築の留意点 (3頁程度) 企業団施設の維持管理における課題・留意点、セキュリティ対策、バックアップ・復旧対策、将来を見据えたシステム構築の留意点。</p> <p>(3) 点検システムの仕様 (6頁程度) システムの構成、点検管理・操作(画面構成、システム機能)、修繕履歴管理(操作性)、ポータブルデバイス仕様、システム管理、他システムとの連携など。</p> <p>(4) 保守 (2頁程度)</p>

	<p>ヘルプ対応（運用時におけるサポート体制）及びシステム障害時対応、職員への操作研修内容</p> <p>(5) その他（1頁程度）</p> <p>上記事項以外の企業団に有益な提案、核となる能力や独自の強み、スキル内容ほか。</p>
履行期間	<p>(1) 構築期間 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで</p> <p>(2) 運用期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで</p> <p>※システム運用に係る業務については、本業務受注者と協議の上、別途契約を行う。</p>
契約金額の上限 (消費税及び地方消費税を除く。)	<p>(1) 構築費用 30,000,000円</p> <p>(2) 運用費用 年額7,000,000円（システム使用料を含む。）</p>
支払方法	完成払い
契約不適合責任期間	1年
入札保証金	免除
契約保証金	<p>契約金額の100分の5以上。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。</p>
参加資格	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。また、同等の指名停止を公的機関からを受けていないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。</p> <p>(6) 企業団における令和5・6年度競争入札参加資格（登録役務：情報処理又は登録工種：電気通信）を有していること。</p>

2 スケジュール（受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から16時まで、最終日は下記記載の受付時間までとし、受付期間以降の提出等は無効とする。）

参加表明書の受付期間	公告の日から5月30日(木)16時まで
質問受付期間	公告の日から6月3日(月)12時まで
質問回答予定日	6月6日(木)予定
提案書の受付期間	提案説明書受領の日から6月18日(火)12時まで
プレゼンテーションの実施（リモート）	6月24日(月)予定
受託候補者の特定	6月27日(木)予定
受託候補者との協議後契約締結	7月3日(木)予定

3 共通事項

「参加表明書等」について	電子メールにより提出 提出先 総務部総務課契約係 E-mail keiyaku@hansui.or.jp
参加表明書等に必要書類	(1) 参加表明書（様式－1） (2) 誓約書（様式－2） (3) その他必要書類（様式任意）
提案説明書等の配付	参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書等を電子メールにて配付
受託候補者の特定方法	(1) 受託候補者の特定に当たっては、提案者に提案内容のプレゼンテーションを原則リモートで求め、実施日時等については、別途担当者に連絡する。 (2) 提案内容の審査は、提出された参加表明書等及び提案書並びにプレゼンテーションの内容に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時に資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は無効となり、提案書の評価は行わない。
契約に関する条件	契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える場合には、業務受託者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

<p>その他留意事項</p>	<p>(1) 本案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。</p> <p>(2) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。</p> <p>(3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止等の措置を行うことがある。</p> <p>(5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。</p> <p>(6) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害関係がなく、本案件の受託候補者特定の公表までの間において、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。</p>
<p>その他本書に記載のない事項、質問事項等についての問合せ先</p>	<p>阪神水道企業団 総務部総務課契約係 〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 電話(078)431-1902(直通) E-mail keiyaku@hansui.or.jp 問合せ対応は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の9時から16時まで(ただし、12時から13時までを除く。)</p>